

門真市「広報かどま」広告掲載事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、門真市広告掲載要綱（平成20年6月3日施行。以下「要綱」という。）第6条の規定に基づき、本市が発行する広報紙「広報かどま」（以下「広報」という。）に広告を掲載することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(広告掲載の取扱い)

第2条 広告の募集、受付及び掲載については、市長が別に契約した広告代理業を営む者（以下「広告取扱業者」という。）が取り扱う。

(広告の内容及び規制業種等)

第3条 広告の内容及び要綱第4条第2項各号及び門真市広告掲載基準（以下「基準」という。）第6条各号の規定に該当するもの並びに広告を行う業種又は事業者が、基準第5条の規定に該当するものは掲載しない。

(広告の掲載位置及び掲載数)

第4条 広告の掲載位置は、市長が指定する広報の紙面の下2段分とし、掲載枠は月2枠以内とする。

(広告の掲載期間)

第5条 広告の掲載期間は号単位とし、複数号掲載することができる。

(広告の規格、印刷色及び広告掲載料)

第6条 広告の規格は、縦81ミリメートル横114ミリメートルを1枠とする。ただし、市長が適当と認めるときは、同一面の隣り合う2つの枠を1枠とすることができる。

2 広告の印刷色は、4色（カラー）以内とし、市長が指定する。

3 広告取扱業者が本市へ払う広告掲載料は、入札等により決定し、別に契約する金額とする。

(広告料の徴収限度額)

第7条 広告掲載を希望する者（以下「広告掲載希望者」という。）が広告取扱業者に支払う広告料の限度額は、前条第3項に規定する広告掲載料に2を乗じて得た額を超えない範囲内とする。

(広告掲載の申込み)

第8条 広告掲載希望者は、要綱第9条に規定する広告掲載申込書を市長が指定する期日までに、市長に申請しなければならない。

2 前項の申込書については、広告取扱業者を経由して行うものとする。

(優先的な掲載)

第9条 広告の掲載は、まず公共性の高いもの、次に地域性の高いものを優先的に掲載するものとし、その優先順位は次の各号の順とする。

(1) 国、政府関係機関、地方公共団体及びこれらに類するもの

(2) 政府や地方公共団体が公益性を保持する観点から経営に参画する企業

(3) 私企業のうち公共性の高いもの

ア 電力、ガス供給、旅客運輸、通信、新聞、放送等

イ 市内に本店又は支店を有する各種銀行、信用金庫、信用組合又は農業協同組合

(4) 市内の商店街、市場又は専門店の連合体

(5) 市内に本社、支店、営業所、店舗等を有する企業、事業者等

(6) 市内で活動する公益法人又は各種市民団体

(7) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当と認めるもの

(広告掲載の決定)

第10条 市長は、第8条第1項の規定による申請を受けたときは、その掲載の可否を決定しなければならない。

2 掲載する広告の可否について協議又は調整を要するときは、要綱第12条に規定する門真市広告審査委員会での審査を行わなければならない。

3 市長は、広告掲載の可否を決定したときは、その結果等について広告掲載希望者に要綱第10条に規定する広告掲載・非掲載決定通知書により通知する。

4 前項の通知については、広告取扱業者を経由して行うものとする。

(広告原稿の作成及び提出)

第11条 広告取扱業者は、広告原稿を市長が指定する期日までに、市長が指定する場所に提出しなければならない。

2 広告原稿は、広告取扱業者の責任及び負担で作成するものとする。

(広告掲載の取消し)

第12条 市長は、要綱第18条各号の規定に該当したときは、広告の掲載期間中であっても、広告掲載者又は広告取扱業者に通知することなく広告掲載を取り消すことができる。

(委任)

第13条 この要領に定めるもののほか広告掲載に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成21年5月13日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年5月1日から施行する。